るうてるホーム　利用者・ご家族の皆さま

　　　　　　　　　　　関係者の皆さま

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が季節性インフルエンザと同様の５類感染症に変更されましたが、るうてるホームでは新たな基準を設け、下記のように対応してまいりますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1.新型コロナウイルス感染拡大の基準

・大阪府の新規感染者数が週当たり25,000人を超える場合

2.感染拡大予防対策の新たな内容

　　A.通常時の対応

（1）以下の方についてはホーム内への立ち入りを制限いたします。

**①マスクを着用していない方**

**②消毒、手洗いなどの衛生対応に協力してくださらない方**

**③37.0度以上の熱または平熱と比較して熱感がある方**

**④3日以内に風邪症状（発熱、のどの痛み、咳など）があった方**

（2）（1）に該当しない方ですべての外部来訪者の方の検温を受付で行います。あわせて入退室記録をとらせていただきますので、予めご了承ください。

（3）ケアハウスではご面会のご予約は不要とさせていただきます。

特養への訪問、各ユニットおよび居室への入室は、事前にご連絡いただき予約がある方のみ対応いたします。

（4）通所系、訪問系サービス事業所をご利用の方は、健康面での聞き取りにご協力ください。

　 B.感染拡大の基準を超える場合の対応

（5）ケアハウス、特養の各ユニット、居室には原則お入りいただけません。ご面会は事前にご予約のうえ、各フロアエレベーターホールでお願いいたします。また、ご面会はご家族のみとさせていただきます。

（6）ケアハウス、特養の入居者様は不要不急の外出を控えていただきますよう、お願いします。

（7）感染症の拡大状況によりましては、対応を変更する場合がございます。

2023年5月8日

るうてるホーム法人本部事務局

上記内容に関するご質問等のお問い合わせ先

072-878-9371（法人代表）